

2 社会教育課程

■ 1. 社会教育とは

社会教育は、子どもやおとなに向けた学校外教育（学習・文化・スポーツ・ボランティア活動等）を指します。教育基本法では、社会教育（第12条）は「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」とされています。公民館、図書館、博物館をはじめ、スポーツ・文化施設、コミュニティセンター、学校の施設など生涯学習施設を拠点としながら、生涯にわたる市民の学びと活動を支援していきます。

■ 2. 社会教育主事とは

社会教育主事は、都道府県や市町村の教育委員会の事務局で社会教育に関する仕事を行う「専門的教育職員」です。職務の例としては

- (1) 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- (2) 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- (3) 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- (4) 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

など、その業務は多岐にわたっています。

今後は、「住民主体のまちづくり」を大切にする社会教育主事は、①住民の多様なニーズに対応、②住民の生活課題解決に向けた人材育成と組織化、③ネットワークの構築（家庭・学校・行政・ボランティア・NPO・企業のコーディネート）の中核的役割が求められています。

■ 3. 社会教育主事になるためには

社会教育主事として活躍するには、社会教育主事になりうる資格を有している方で、都道府県・市町村教育委員会から「社会教育主事」として発令され、その職務に就くことができます。

社会教育主事になるためには、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、卒業後、1年以上「社会教育に関係のある事業における業務」に従事する必要があります。この「社会教育に関する科目」を開設しているのが社会教育課程です。

■ 4. 社会教育課程を履修する意義

社会教育主事の職は、教育委員会の事務局に置かれているため、数が限定されています。しかし、社会教育課程を履修することは、次の意義があります。

(1) 公務員に必須の＜地域・社会の課題解決力＞を身につける

少子高齢化、情報化、国際化など社会の変容に伴い、地域においては、健康・医療・福祉・防災・減災、若者の就業、青少年の健全育成など多くの課題を抱えています。こうした課題を解決するためには、基本的知識を獲得するだけでなく、「現状を分析する力」「企画立案する力」「学習・スポーツ・文化等の活動を支援する力」「環境整備とネットワーク構築力」が必要とされます。これらの力量は、公務員にとって必須の力量となります。

(2) 世代を越えて＜貢献する力＞を育む

社会教育課程の科目（特に「社会教育実習」「社会教育演習」）では、世代を越えた地域の人々 - 子ども・おとな・高齢者 - と関わる実地体験ができます。積極的に地域のフィールドワークに参加・参画することで＜コミュニケーション力＞を高め、さまざまな活動の場面で＜企画力・運営力＞や＜社会貢献する力＞を育みます。

(3) 自らの＜仕事力＞を創り出していく

住民（子ども～高齢者）の支援、施設の運営、まちづくりなど、様々なボランティア活動を通じて、まちの全体を見通す＜仕事力＞を創り出すことができます。この学びは、学習者の未来を描くことに寄与することでしょう。

■ 5. 社会教育に関する科目（2018年度入学者から適用）

省令科目	1年次				2年次				3年次				修了要件単位数	
	1 Semester		2 Semester		3 Semester		4 Semester		5 Semester		6 Semester			
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位		
必修科目	生涯学習概論	生涯学習論 I	2	生涯学習論 II	2								4	28 以上
	社会教育計画					社会教育計画 I	2	社会教育計画 II	2				4	
	社会教育演習、 社会教育実習 又は 社会教育課題研究					社会教育演習 I	2			社会教育実習 I	2	社会教育演習 II	2	
選択必修科目	社会教育特講 I					女性学・男性学 *現代教育の課題 I	2	人権教育	2				4 以上	12 以上
	社会教育特講 II					ワークショップ論 若者文化論	2	メディア・リテラシー	2				4 以上	
	社会教育特講 III					ボランティア活動論	2	地域の国際化と教育 生涯スポーツと社会教育	2				4 以上	

(注)

- *印は「教職に関する科目」と共通の授業科目であることを示す。
 - 登録は原則として2年次以降に行う。
 - 資格要件単位数＝必修科目は16単位、選択必修科目は3系列からそれぞれ2科目4単位以上で計12単位以上、合計28単位以上を修得すること。
- * 配当期は原則とする。

■ 6. 社会教育課程の履修について

(1) 課程登録について

社会教育課程を履修するには、課程登録をしなければなりません。本登録は2年次以降に行い、登録費10,000円を納入する必要があります。3年次以降の登録もできます。4月のはじめに本登録説明会を行いますので、履修希望者は、掲示等で確認して必ず出席してください。

(2) 「社会教育実習 I」「社会教育実習 II」について

実習は、見学実習も行いますが、実習先を自己開拓し5～10日程度の学外実習を行います。担当教員は、事前・事中・事後の指導を行います。

(3) 特別講義について

社会教育課程の履修にあたっては、「社会教育に関する科目」の履修のほか、課程履修者全員を対象に行う特別講義への参加ができます。日程等については掲示でお知らせします。